

就学援助制度についてのお知らせ

令和7年度版

鎌ケ谷市では、国公立小・中学校へ通学されているお子さんが安心して教育を受けられるよう、経済的理由でお困りのご家庭に対し、学用品費や給食費等の援助を行っています。

1. 援助の対象となるご家庭

- (1) 生活保護を受けている方（要保護）
- (2) 「令和7年度就学援助制度」の認定基準で、裏面の基準に該当する方（準要保護）

2. 援助の種類と内容（認定時期により、援助を受けられる費目・金額は異なります）

支給費目（対象者）※		年間支給額		支給対象	
		小学校	中学校	要保護	準要保護
入学準備学用品費（就学前・小6）		57,060円	63,000円	—	○
4月 認定者 のみ	通学用品費（小2～6・中2～3）	2,270円	2,270円	—	○
	新入学学用品費（小1・中1） ※前年度入学準備学用品費の支給を受けた方を除く。	57,060円	63,000円	—	○
学用品費		11,630円	22,730円	—	○
体育実技用具費（中1）		—	柔道 7,650円 剣道 52,900円 のうち実費	—	○
校外学習費（実施した学年）	認定日以降に実施 されたものが対象	実費	実費	—	○
修学旅行費（小6・中3）		実費	実費	○	○
林間学校費（小5・中2）		実費	実費	—	○
給食費		実費	実費	—	○
医療費（学校の健康診断で疾病が見つかった方）		保護者負担分	保護者負担分	○	○

※支給費目は、認定日 または 認定月 以降の援助となります。

※医療費援助は、むし歯・中耳炎等の学校保健安全法で定められた疾病に限ります。

希望する場合は、医療機関に提出する「医療券」を 市役所5階 学務保健室 窓口でお受け取りください。

※認定の決定通知が出されるまでは、学校から各経費が請求されますのでご注意ください。

その場合、申請日に遡って援助対象となりますので、学校から返金いたします。

3. 申請を希望する場合の手続き

- (1) 指定の申請書に必要事項を記入、必要書類を添付のうえ、通っている学校へ提出してください。
(令和7年3月までに継続の申請書を提出した場合、令和7年度中の申請は必要ありません)
※同じ学校に兄弟姉妹が在籍している場合は、世帯ごとに1枚の提出となります。
通っている学校が異なる場合は、それぞれの学校に申請書を提出してください。
- (2) 提出書類には個人情報が多々含まれておりますので、封筒に入れて提出するなど、取り扱いには十分ご配慮をお願いします。
- (3) 申請書類に不備がある場合、認定審査ができず、援助開始が遅れたり、書類が揃ってから再度申請をしていただくこともあります。その期間に学校の集金などを引き落としされた場合、引き落としにかかる手数料はお戻しできませんので、ご了承ください。

4. 就学援助の支給対象となるご家庭と必要書類

※④⑤⑦については、現時点で添付書類を揃えることは不可能なため、できるだけ他の要件で申請してください。

※審査する世帯全員とは、住所を同じにする方を含みます。

住民票上、世帯分離をしていても同一世帯として判断します。

認 定 基 準	必 要 書 類
① 要保護の申請 生活保護が停止または廃止になった準要保護の申請 ※措置から3か月以内かつ世帯構成員に変更がない場合	添付書類なし
② 児童扶養手当を受給している	児童扶養手当証書の写し
③ 市民税が非課税または減免されている（世帯全員） ※原則として住民税の申告が必要です ※認定時期が6月以降になります。	令和7年1月1日現在、鎌ケ谷市に住民登録のある方 →必要な添付書類はありません。 令和7年1月2日以降に鎌ケ谷市に転入された方 →マイナンバーによる所得確認が必要です。
④ 個人の事業税が減免されている	
⑤ 固定資産が減免されている	
⑥ 国民年金保険料が免除されている（世帯全員）	令和7年4月以降の免除を証明する写し （世帯全員分）
⑦ 国民健康保険料が減免または執行猶予されている（世帯全員）	
⑧ 新たに生活福祉金の貸付を受けている。	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
⑨ 収入が少なく生活が困難である（鎌ケ谷市教育委員会の定める認定基準額未満） 必要書類は下記のとおり	■所得を証明する書類 令和6年分（令和6年1月から12月）の所得状況を証明する書類（コピー可）を提出してください。 同居家族の中で収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれの所得を証明する書類が必要です。 例：（1） 会社員、パートなど会社等から給与の支払を受けて働いている方 →令和6年分給与所得の源泉徴収票 （2） （1）の源泉徴収票が用意できない方 →事業主が発行した給与証明書（別紙指定様式） （3） 令和5年の収入について確定申告を行った方（自営業の方など） →確定申告書の写し ※令和7年1月1日現在、鎌ケ谷市に住民登録のある方のうち、令和5年分の所得を、 令和7年度市民税・県民税課税証明書（市の課税課発行）にて証明する方については、 証明書の添付は必要ありませんが、認定時期が6月以降になります。 ※1月2日以降に鎌ケ谷市に転入された方については、上記（1）～（3）に該当する所得証明書類を ご提出いただくか、マイナンバーによる所得確認も可能です。ただし、マイナンバーによる所得確認 を行う場合は、認定時期が6月以降になります。詳しくは、お問い合わせください。 ■その他の証明書類 （1） ご家庭の中に障がいをお持ちの方がいる場合は、障害者手帳の写しを提出してください。 （2） 居住状況が借間・借家の方については、最新（令和7年4月1日以降有効）の契約書等 （月額の家賃が確認できる書類）の写しを提出してください。 ※新年度開始前の申請時（1月～3月）において、令和7年3月31日まで有効の契約書の場合は、 4月以降に最新の契約書と併せて申請をお願いします。ただし、申請書は先に提出し、添付書類 （契約書）だけ新年度に入ってから提出する場合でも申請は受け付けます。 その際の審査は、書類が揃ってから行います。

■⑨の認定基準額の目安について

※認定基準額は、家族構成や年齢など各家庭によって異なります。

あくまでも申請にあたっての目安としてお考えください。なお、申請前に認定の可否についてお答えすることはできませんので、ご了承ください。

2人	3人		4人		5人
母・就学予定者 	母・就学予定者 小学生 	父・母・就学予定者 	母・就学予定者 小学生・中学生 	父・母・就学予定者 小学生 	父・母・就学予定者 小学生・中学生 
持ち家 約190万円 借家等 約277万円	持ち家 約254万円 借家等 約341万円	持ち家 約217万円 借家等 約303万円	持ち家 約317万円 借家等 約404万円	持ち家 約264万円 借家等 約350万円	持ち家 約319万円 借家等 約405万円

※就学予定者は6歳、小学生は7～11歳、中学生は12～15歳として計算

※借家・借間の住宅費は、家賃月額59,800円（世帯人数6人以下の場合の限度額）として計算

※審査する総所得額は、同居家族全員の所得の合算になります。（祖父母・おじ・おば・児童生徒の兄弟・同居人も含む）

5. 援助の方法

就学援助は学校を通して行いますので、支給時期や支給方法については学校にお問い合わせください。

6. その他

- （1）認定後に世帯状況に変更があった場合は、必ず学校または学務保健室に連絡してください。
連絡がない場合は、援助ができなくなることもあります。
例）再婚または離婚した・同居家族が増えた または 減った・賃貸住宅から持ち家に引っ越した など
- （2）申請内容と事実が異なることが判明した場合、認定を取り消し、支給済みの援助費を返還してもらうことがあります。
- （3）お子様が安心して学校生活を送れるよう、学校と連携しながら就学援助事務を行っています。
申請内容については、プライバシーに十分配慮して取り扱います。

【問い合わせ】鎌ヶ谷市教育委員会 学校教育課 学務保健室

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1 電話 047-445-1501（直通）